

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の業務の廃止の届出があった。

令和六年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三次食糧企業組合	名 称	廃止する登録検査機関	廃止年月日	廃止理由
	主たる事務所の所在地			
三次市島敷町九二三番地			令和六年一〇月三十一日	企業組合の解散による廃止